

(富士市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

第三次富士市DV対策基本計画

～DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ～

富 士 市

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画策定の体制	2

第2章 DVを取り巻く現状

1	法制定・法改正の経緯	3
2	静岡県のうごき	3
3	富士市の取組と現状	3
4	課題の整理（取組のねらい）	6

第3章 基本計画（計画の基本的な考え方）

1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	計画の指標	9
4	計画の体系	10

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	DVをしない、させない、見逃さないまちづくりの推進	12
施策1	DVをしない、させない、見逃さないための広報・啓発の実施	12
施策2	若年層（中高生）への人権教育・啓発の実施	15
施策3	職務関係者への研修の実施	18
基本目標Ⅱ	いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり	20
施策1	相談窓口の周知	20
施策2	相談体制と機能の充実	23
施策3	女性相談員の資質向上	24
施策4	多様性に配慮した相談体制の推進	25
基本目標Ⅲ	DV被害者とその子どもの心身に配慮し安全を守る保護環境の整備	27
施策1	緊急時における安全の確保と一時保護	27
施策2	被害者に関する情報の保護	29
基本目標Ⅳ	DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施	30
施策1	生活再建へ向けた支援	30
施策2	子どもへの支援	33
基本目標Ⅴ	DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化	35
施策1	庁内の連携体制の強化	35
施策2	民間支援団体等との協働・連携	36

第5章 計画の推進

1	計画の推進	37
2	進捗管理	37

資料編

用語の解説

DV被害者への支援フロー図

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（（ドメスティック・バイオレンス）以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

しかしDVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多く、潜在化しやすいことに加え、加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

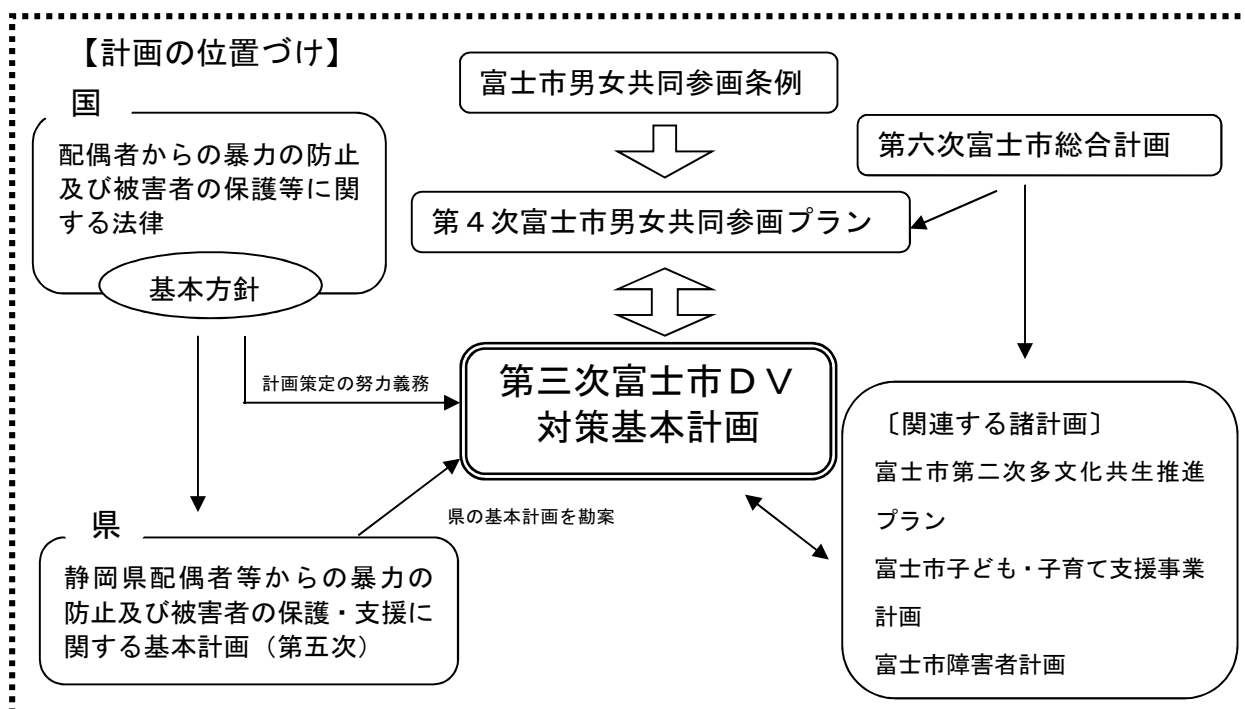
DVは、被害者やその子どもの身体や精神に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を与えるものであることから、単なる個人的な問題ではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

このため、本市では、平成24年に「富士市DV対策基本計画」を策定し、DVの根絶と被害者の支援に取り組んできましたが、今回、第二次計画が令和3年度で終了することから、これまでの取組状況から明らかになった課題等を踏まえて第三次計画を策定し、関係機関や行政が連携しながら、今後も各施策を計画的かつ継続的に進めていきます。

また、「SDGs 未来都市」として、SDGsの目標である「ジェンダー平等を実現しよう」や「平和と公正をすべての人に」を目指し、被害者の性別を問わず、身体的・精神的・性的な暴力を受けることのない社会（まち）づくりを推進していきます。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく富士市の基本計画です。
- (2) 本計画は、国の基本方針に即し、県の基本計画の内容も勘案し策定したものです。
- (3) 本計画は、富士市男女共同参画条例第9条を踏まえ、「第4次富士市男女共同参画プラン」の施策の方向3-（1）「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置づけています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合、又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ見直します。

4 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、関係団体で構成される「第三次富士市DV対策基本計画策定懇話会」を設置し、様々な立場からのご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえ、市の関係部署で構成する「担当者会議」で課題の整理や具体的な計画内容の検討を行い、「第三次富士市DV対策基本計画策定推進庁内連絡会」において協議、検討を行いました。

また、計画推進のための取組や現状と課題等の検証を行うため、市の関係部署及びDVの関係機関・団体で組織する「富士市DV防止連絡会」においても意見をいただき、本計画の策定の参考とさせていただきました。

なお、協議、検討を行うに当たり、市で実施した「DVに関する市民アンケート調査」及び「富士市男女共同参画に関する調査」の結果を分析し、課題等の把握に活用しました。

「DVに関する市民アンケート調査」 調査項目：7項目

- 調査期間 : 令和2年10月
- 調査対象 : 市内在住の満16歳から80歳までの男女3,000人
- 抽出方法 : 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- 調査方法 : 郵送による配付、回収
- 有効回収数 : 1,298人 (43.3%)

「富士市男女共同参画に関する調査」 調査項目：5項目

- 調査期間 : 令和元年6月
- 調査対象 : 市内在住の満18歳以上の男女3,000人
- 抽出方法 : 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- 調査方法 : 郵送による配付、回収
- 有効回収数 : 1,399人 (46.6%)

※がついている用語は、巻末に用語の解説があります。

第2章 DVを取り巻く現状

1 法制定・法改正の経緯

国は、平成13年4月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」を公布、同年10月に一部施行され、平成14年4月から全面施行されました。

この法律の施行により国及び地方公共団体にはDVを防止し、被害者を保護する責務があることが明示されました。

平成16年6月には、最初の法改正があり、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定され、平成19年7月の改正では、保護命令制度の拡充のほか、配偶者暴力相談支援センター業務の実施や基本計画の策定を市町村の努力義務とするなど、市町村の役割が強化されました。

また、平成25年7月の改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に変更され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

さらに、令和元年6月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所が連携・協力すべき機関として法文上明確化され、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われました。

2 静岡県のうごき

静岡県においては、平成18年3月に「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（以下「県計画」という。）」を策定し、DV防止への事業を推進してきました。

また、平成30年3月には、「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念とした県計画（第四次）を策定し、より一層の啓発の推進や関係機関等の連携強化、被害者とその子どもへのケアの充実、自立に向けたさらなる支援などの施策の推進を掲げています。

さらに、令和4年3月に策定予定の県計画（第五次）では、若者への情報発信や相談手法としてSNS等の利用、児童虐待の背景にあるDVに対応するため児童相談所との連携の強化などの施策の推進を検討しています。

3 富士市の取組と現状

(1) 富士市の取組

本市では、DV防止法の制定を受けて、被害者の相談や保護、自立支援に対応するため、平成14年4月から婦人相談員（女性相談員）を1人配置しました。さらに、相談件数の増加を受けて平成18年4月からは2人に増員して対応してきました。

また、被害者の早期発見、早期対応、並びに被害者の支援を的確かつ迅速に行うため、平成15年10月、富士市DV防止連絡会を設置しました。以降、DV防止連絡会は被害者に対する理解を深め、切れ目のない支援を実施するためのネットワークの中心として機能しています。

平成24年3月までは、第3次富士市男女共同参画プランに基づき、DVに関する啓発や相談事業を行ってきました。しかし、DVに関する相談件数が大幅に増加し、内容も複雑・多様化してきたことから、さらにDVの防止や被害者への支援、市民への啓発等、DV対策の充実を図るため、平成24年に「DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ」を基本理念とした「富士市DV対策基本計画（富士市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画）」を策定し、各施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この計画に基づき、平成24年6月には県内市町で最も早く配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV防止法に基づく通報への対応や保護命令への関与等、的確な対応をとることが可能となったことから、被害者に対する支援内容の充実が図られました。

平成29年3月には、第二次富士市DV対策基本計画を策定し、被害者の支援、DVの根絶に向けて、さらに取組を強化しています。

(2) 富士市の現状

本市における被害者の相談については、傾聴し受容するといった相談から、相談者の状況が切迫している場合、暴力から実際に逃れるための^{*}一時保護の相談、自立した生活を送るために必要な福祉サービスの説明と援助など、多岐にわたっています。

富士市配偶者暴力相談支援センターの対応実績は以下のとおりです。

富士市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談状況 (件・人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相 談 件 数	724	1,091	1,735	1,683	2,340
(電 話)	406	739	1,197	1,079	1,586
(面 接)	318	352	408	399	455
(そ の 他)	—	—	129	205	299
実 人 数	201	197	194	255	278

※その他は、出張相談等になります。

■ 相談延べ件数

令和元年度 1,683件（電話1,079件、面接399件、その他205件）

令和2年度 2,340件（電話1,586件、面接455件、その他299件）

■ 相談実人数

令和元年度 255人

令和2年度 278人

相談延べ件数、相談実人数ともに増加しています。

特に、相談延べ件数が大きく増加していますが、これは、本市に配偶者暴力相談支援センターがあること、DVは身体的暴力だけではなく様々な暴力が含まれていること、DVは重大な人権侵害であることなど、DVに関する周知が進んだためであると捉えています。

被害者の早期支援とDVの根絶に向けて、周知・啓発は重要な役割を果たしています。

富士市配偶者暴力相談支援センターにおける年齢別相談状況

(人)

年度 年齢	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	年齢別計	比 率 (%)
20歳未満	5	2	4	5	3	19	1.7
20～29	41	39	47	54	57	238	21.1
30～39	65	70	63	76	80	354	31.5
40～49	48	41	43	65	77	274	24.4
50～59	22	27	21	29	34	133	11.8
60歳以上	20	18	16	26	27	107	9.5
計	201	197	194	255	278	1,125	100.0

■ 相談者の年齢

相談者は、17歳から79歳まで幅広い年代にわたっています。中でも30代が最も多く、次いで40代、20代と続いています。

相談者278人のうち221人（79.4%）が配偶者等からの被害経験をもつ女性です。

相談者の大半が、配偶者等からの被害を受けた女性であり、子どもを持つ年齢層が多くを占めていることから、DVによる子どもへの影響も危惧されます。

富士市配偶者暴力相談支援センターにおける相談主訴別状況

(件)

		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
相 談 の 主 訴 別 件 数	暴 力 の 相 談	配偶者等から	436(4)	506(4)	849(12)	1,215(23)	1,606(22)
		親族から	25(3)	48(2)	76	126(1)	54(1)
		交際相手から	29	17	56	9	34(2)
		子どもから	7(1)	18	8	46	10
		その他の者から	17	6	0	0	49
		小計	514(8)	595(6)	989(12)	1,396(24)	1,753(25)
人 間 関 係 に 係 る 相 談 問 題	人間関係に係る相談	98(2)	223(2)	318	118(1)	221(1)	
	離婚問題	40	44	87	44	64(1)	
	経済関係（困窮・借金・求職等）	39	87	135	35	60(31)	
	医療関係（病気・妊娠出産等）	23	38	126	45	29(2)	
	住居問題	10	98	67	45	71(7)	
	その他	0	6	12	0	142	
合計		724(10)	1,091(8)	1,734(12)	1,683(25)	2,340(67)	

() 内の数字は男性からの相談件数

※令和2年度の「その他」は、売春防止法に係る相談の増加が殆どです。

■ 相談の主訴

暴力の相談が最も多く、令和2年度の相談の7割以上を占めていますが、最も多いのは、配偶者等からの暴力です。次いで人間関係に係る相談、住居問題、離婚問題が続いています。

富士市における一時保護件数と保護命令の支援件数

(件)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一時保護 (内DV被害)	4 (2)	9 (5)	8 (6)	8 (6)	12 (7)
保護命令申請	3	3	10	8	13

■ 一時保護

令和2年度の状況急迫のための一時保護は12件で、年々増加傾向にあります。

■ 保護命令申請

令和2年度の配偶者の接近等を禁じる保護命令申請は13件で、年々増加傾向にあります。

相談内容は、年々多様化し、一時保護や保護命令申請件数が増加傾向にあるなど、自立までに時間を要するケースも多くなっています。

4 課題の整理（取組のねらい）

国の法改正や県の動向、本市の従来を取組から見えてきた課題を整理し、第三次計画では以下の点に着目した取組を進めていきます。

(1) 若年層（中高生）に対するDV防止の啓発

令和2年度に実施した「DVに関する市民アンケート調査」では、DV防止のためには若い世代に対する啓発が有効ではないかという意見が多く寄せられました。また、同年度に、市内中学校で初めて開催した「デートDV防止ワークショップ」では、参加した139人の中学生のうち88%が「デートDV」という言葉を知らない中、90%以上の中学生が、開催内容について「大変よかった」又は「よかった」と回答しています。

DVに対する意識を高め、無意識のうちに加害者となってしまうことを防ぐため、若年層のうちから継続的にDV防止の啓発を行うことが必要です。

(2) 児童相談所との連携の強化

令和2年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、児童相談所はDV被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して必要な体制整備を行うことが規定されました。

本市では、令和2年度から児童相談所にDV防止連絡会への参加協力を依頼し、面前DV等の被害児童の情報共有を図っていますが、更なる連携強化が必要になります。

(3) 相談窓口周知のためのSNS等の活用

国は相談体制の充実を図るため、若年層のコミュニケーションツールであるSNS等を活用などに関する調査研究を実施するとしています。現在、本市では相談窓口を周知するため、配偶者暴力相談支援センターの連絡先を市のウェブサイトに掲載するとともに、相談窓口案内カードの配布等を行っておりますが、今後はSNS等を活用した周知方法等について実施に向けて検討していくことが必要です。

(4) 加害者更生プログラムの調査・研究

DV防止法第25条では、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法等の調査研究の推進に努めることと規定しています。

国は、令和2年度に加害者更生プログラムの試行実施を行い、その成果や課題等に基づき、令和3年度は試行自治体を増加し検討を進める見込みです。

本市においても、国の動向を注視し、加害者更生プログラムに取り組むうえでの様々な課題について、先行事例等の情報収集を行う必要があります。

第3章 基本計画（計画の基本的な考え方）

1 基本理念

DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、富士市男女共同参画条例第3条の基本理念の一つである「全ての人の個人としての尊厳の尊重」に反する行為です。

DVを根絶するためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性別等による差別的な取扱いを受けることのないよう、DVを身近な問題として正しく理解することが必要です。

このため、DVの根絶と被害者の安全確保、自立に向けた支援等の取組を一層強化し、DVを許さない社会の実現を目指して、関係機関等の連携により、切れ目のない支援を行う必要があります。

このような視点から、本計画では「DVを許さない 安心して暮らせるまち ふじ」を基本理念として掲げ、計画の体系に基づき基本目標に沿った施策を展開していきます。

2 基本目標

本計画の策定にあたり、第二次計画（計画期間：2017(平成29)年～2021(令和3)年）の主な取組の状況や国・県の動向から、基本目標を整理しました。

また、第二次計画では、基本目標Iから基本目標IVまでを掲げていましたが、さらに本計画では、基本目標Vとして「DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化」を加え、それぞれ「広報・啓発」、「相談体制」、「安全・保護」、「支援体制」、「連携強化」の視点を基本目標に加えることで、より効果的に計画を推進していくことを目指します。

◆基本目標I

DVをしない、させない、見逃さないまちづくりの推進 【広報・啓発】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害するものです。誰もが、DVが決して家庭だけの問題ではなく、社会全体で解決しなければならない問題であるとの認識を深めていくことが、DVの防止につながっていきます。

すべての人が、その人権が尊重され、安心して暮らすことができるようになるために、暴力を予防し、DVをしない、させない、見逃さないまちづくりを進めていきます。

◆基本目標Ⅱ

いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり 【相談体制】

DV被害者は、加害者からの監視や行動制限などにより孤立した状況に陥っていたり、周囲の目を気にして我慢していたりするなど、様々な理由から一人で悩みを抱え相談に至っていない場合があります。安心して相談できる体制の整備や相談窓口の周知が必要です。

また、問題が複雑化するDV相談に対応するためには、被害者の抱える多様な背景や複合的な問題を正しく理解するための専門スキルの強化と、多角的・総合的に解決へ導く体制づくりが必要です。

◆基本目標Ⅲ

DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全を守る保護環境の整備 【安全・保護】

DV被害者は、心と身体に大きなダメージを負って相談されます。このような被害者に寄り添い、温かく受け止めることが、その後の回復や自立に向けて非常に大切です。

また、被害者の安全確保は何よりも優先されるべきことであり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を果たす必要があります。

◆基本目標Ⅳ

被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施 【支援体制】

DV被害者は、身体的、精神的ダメージからの回復が必要なだけでなく、それまでの生活における社会的つながりを断ち切れ、身内や知人等からの支援を受けることも困難な状況に置かれることもしばしばです。

関係機関は、被害者の置かれた立場を十分に理解し、被害者の自立に向けたきめ細やかな支援を行う必要があります。

◆基本目標Ⅴ

DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化 【連携強化】

DVの未然防止や被害者の保護、自立等に向けた支援を行っていくうえで、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携していくことが重要です。

また、被害者を支援する民間団体等との連携を強化することは、被害者支援の充実に繋がっていきます。

3 計画の指標

第一次計画及び第二次計画では、具体的な取組を「新規・拡充・継続」で表記し取組の進捗を表してきましたが、事業期間内における取組の評価を客観的に表すことが困難でした。

本計画では、基本目標に対して「評価の指標」を設定することで、目標達成に向けた取組が客観的に評価され、より具体的な推進につなげます。

本計画の基本目標に基づき、達成すべき指標を設定します。

基本目標	指 標	令和2年度 (現状)	令和8年度 (目標)
基本目標 I	「DVの言葉も内容も知っている人」の割合 (DVに関する市民アンケート調査)	73.4%	80.0%
基本目標 II			
基本目標 III	「実際にDVを受けたことがある人」 「身近に暴力を受けた人がいる人」 「暴力の相談を受けたことがある人」の割合 (DVに関する市民アンケート調査)	14.1%	12.7%
基本目標 IV			
基本目標 V			
	「相談できなかったDV被害者」 「相談しなかったDV被害者」の割合 (富士市男女共同参画に関する調査)	49.5%	20%

4 計画の体系

基本目標Ⅰ DVをしない、させない、見逃さないまちづくりの推進

施策1 DVをしない、させない、見逃さないための広報・啓発の実施（P12～14）

- ① 様々な広報媒体を活用した啓発
- ② DV防止や人権教育に関する講座の実施
- ③ 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進
- ④ DVに関する各種調査の実施・分析
- ⑤ DV加害者対策に関する情報収集・調査

施策2 若年層（中高生）への人権教育・啓発の実施（P15～17）

- ① デートDV防止に関する講座の実施【強化】
- ② 学校等における予防教育の実施
- ③ 家庭教育や学校等での指導における人権尊重の推進

施策3 職務関係者への研修の実施（P18～19）

- ① DV早期発見のための職務関係者への啓発
- ② 医療関係者におけるDV被害者対応マニュアルの活用
- ③ 二次被害の防止
- ④ 関係職員等への研修の実施【強化】

広報・啓発

基本目標Ⅱ いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

施策1 相談窓口の周知（P20～22）

- ① 相談窓口案内カード等の配置・配布、相談窓口周知ポスターの作成・掲示【強化】
- ② SNS等を活用した相談窓口の周知【強化】

施策2 相談体制と機能の充実（P23）

- ① 配偶者暴力相談支援センターの運営
- ② 無料法律相談・無料人権相談の活用
- ③ 男性相談者への対応の充実
- ④ 富士市立中央病院における対応の充実【新規】
- ⑤ 苦情に対する適切・迅速な対応

施策3 女性相談員の資質向上（P24）

- ① 女性相談員の研修・支援の充実【強化】
- ② ケース検討や情報交換の実施

施策4 多様性に配慮した相談体制の推進（P25～26）

- ① 配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携強化
- ② 外国語表記のあるリーフレットの設置・配布
- ③ 通訳者と連携した外国人への相談支援
- ④ 障害のある人への相談支援
- ⑤ 地域包括支援センターと連携した高齢者への相談支援
- ⑥ セクシュアル・マイノリティに配慮した対応【新規】

相談体制

基本目標Ⅲ DV被害者とその子どもの心身に配慮し、安全を守る保護環境の整備

施策1 緊急時における安全の確保と一時保護（P27～28）

- ①警察との連携強化
- ②児童相談所との連携強化【新規】
- ③医療機関との連携【新規】
- ④他の自治体等との連携の推進
- ⑤静岡県女性相談センターと連携した迅速な一時保護の実施
- ⑥緊急時における安全の確保
- ⑦緊急援護費支給制度の活用
- ⑧関係機関への各種手続き等の支援

施策2 被害者に関する情報の保護（P29）

- ①住民基本台帳事務における支援措置の活用
- ②関係部署による情報管理の徹底
- ③加害者対応の徹底

安全・保護

基本目標Ⅳ DV被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施

施策1 生活再建に向けた支援（P30～32）

- ①生活保護等の援護制度の活用
- ②ひとり親家庭等の生活支援策の活用
- ③関係機関と連携した就労支援の強化
- ④自立支援計画に基づく支援の実施
- ⑤市営住宅への入居についての支援の実施
- ⑥婦人保護施設、母子生活支援施設の活用
- ⑦ステップハウスの調査・研究
- ⑧心のケア・サポートの実施
- ⑨市民相談室・法テラス（日本司法支援センター）等の活用
- ⑩犯罪被害者等（DV被害者）への見舞金の支給【新規】

施策2 子どもへの支援（P33～34）

- ①子どもの心のケア
- ②子育て制度の情報提供・支援
- ③子どもの居場所の提供と見守り
- ④母子保健・児童福祉分野での適切な対応と支援【強化】
- ⑤就園時・就学時の支援と配慮

支援体制

基本目標Ⅴ DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化

施策1 庁内の連絡体制の強化（P35）

- ①DV防止連絡会の充実
- ②関係部署とのケース会議の開催
- ③DV相談対応マニュアルの活用
- ④DV被害者への同行支援の実施
- ⑤要保護児童対策地域協議会への参画【新規】

施策2 民間支援団体等との協働・連携（P36）

- ①人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携
- ②民間支援団体との連携強化
- ③市民活動団体との連携
- ④DV被害者の居場所づくりの支援
- ⑤転居後の生活を支える環境の整備

連携強化

第4章 施策の展開

基本目標 I

DVをしない、させない、見逃さないまちづくりの推進

【広報・啓発】

施策1 DVをしない、させない、見逃さないための広報・啓発の実施

現状と課題

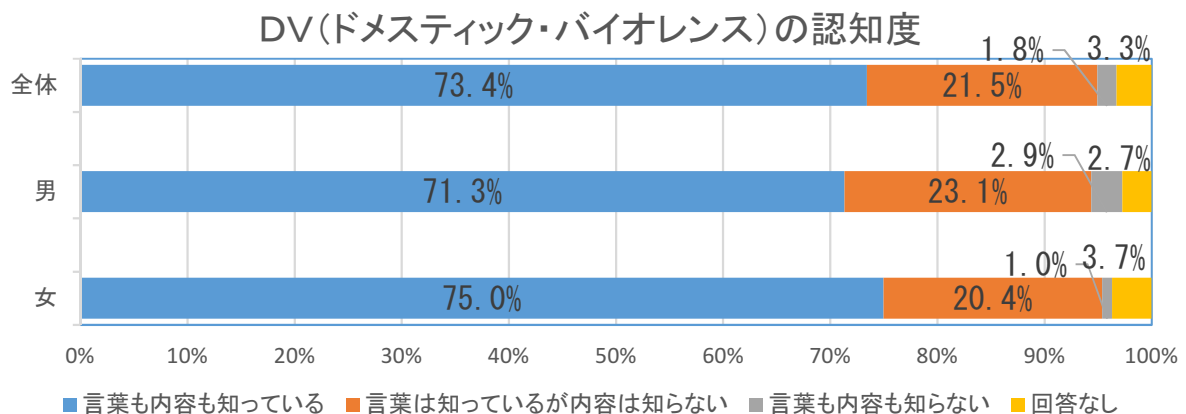
本市では、DVは犯罪行為を含む人権侵害であり、その行為は身体的暴力だけではなく、精神的暴力・経済的暴力・性的暴力などもDVであることをウェブサイトに掲載し、広報紙では、『女性に対する暴力をなくす運動』の期間などに、DVの特集を掲載しています。

令和2年度の「DVに関する市民アンケート調査」の結果によれば、「DV（ドメスティック・バイオレンス）、デートDVについて知っていますか」との問いに対して、「言葉も内容も知っている」と回答した方は73.4%であり、言葉だけを知っている方を含めると9割以上の認知度がある結果となりました。

しかし、「DVだと思う行為」についての問いに対して、殴る・蹴る・包丁で脅すなどの「身体的暴力をDVである」と認識している方が9割程度いるのに対し、大声で怒鳴る、生活費を渡さない、性的な行為を強要するなどの、「精神的、経済的、性的暴力」をDVであるとの認識する方が、若干低い傾向にあります。また、「実際にDVを受けたことがある」、「身近に暴力を受けた人がいる」、「暴力を受けた人から相談を受けたことがある」など、DVを目の当たりにした方が全体で14.1%いますが、このうちの全ての方が相談窓口につながっているとは限りませんので、継続的な広報・啓発の実施により、相談に繋げていくことが必要です。

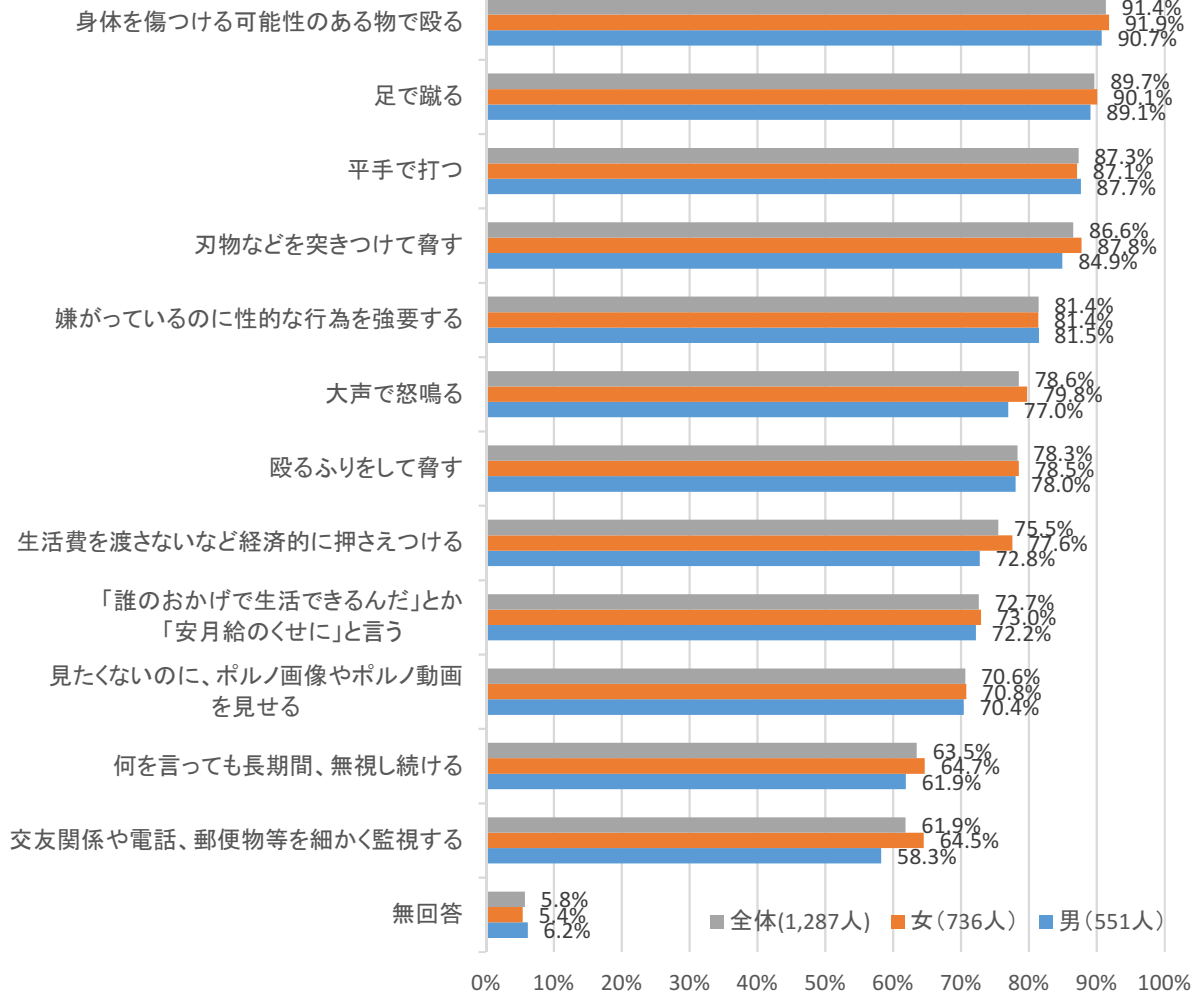
今後、DVの防止と被害者への支援を行っていくに当たり、DV加害者に対する罰則の強化が必要だと考える方が75%いる一方、学校や家庭で暴力を振るわないことや人権・男女平等などの教育を行うことが大切だと認識している方も6割以上あり、様々なメディアを利用してDVの認識を広め、伝えていくことが必要です。

また、DV防止法第25条では、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法等の調査研究の推進に努めることと規定しています。このため本市においても、国の動向を注視し、加害者更生プログラムに取り組むうえでの様々な課題について、先行事例等の情報収集を行う必要があります。



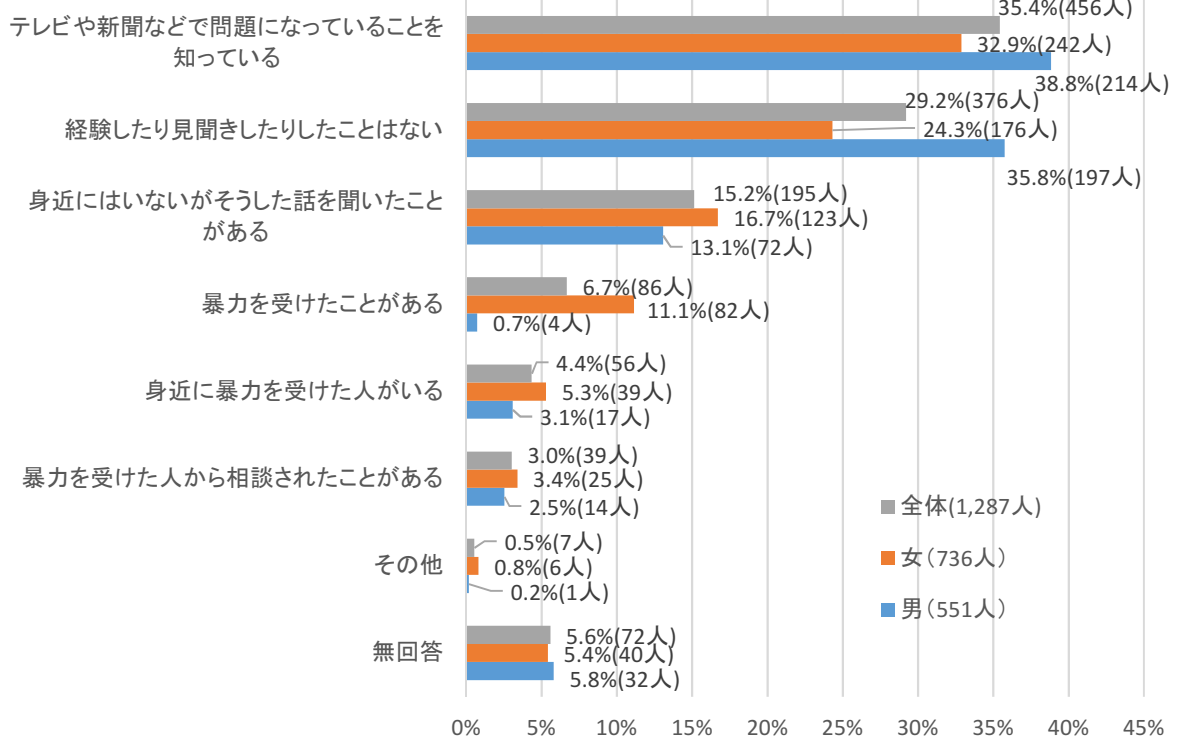
「DVに関する市民アンケート調査」(令和2年度)

DVだと思ふ行為(複数回答)



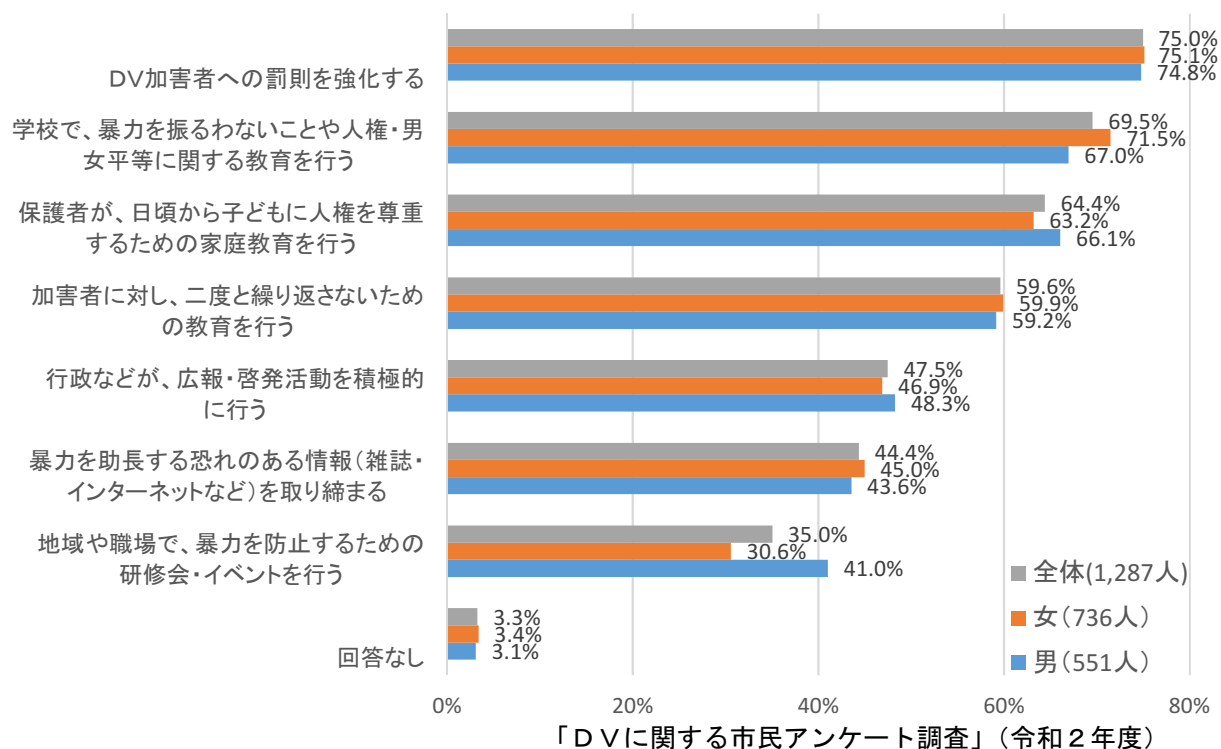
「DVに関する市民アンケート調査」(令和2年度)

DVを受けたり、見聞きした経験



「DVに関する市民アンケート調査」(令和2年度)

DVを防止するために必要だと思うこと



具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①様々な広報媒体を活用した啓発 広報誌や市のウェブサイト等で、DVについての知識やDVが犯罪を含む行為であることが広く認知されるよう更なる啓発に努めます。 また、市民に対する、より効果的な啓発方法について研究します。	継続	生活支援課 市民活躍・男女共同参画課
②DV防止や人権教育に関する講座の実施 DVに関する正しい理解を深めるため、行政や民間団体が作成したリーフレット等を利用するなど、市民向けにDV防止や人権尊重に関する内容を盛り込んだわかりやすい講座を開催します。	継続	生活支援課 市民活躍・男女共同参画課
③「女性に対する暴力をなくす運動」の推進 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)を中心に、「 [*] パープルライトアップ」等の啓発活動を行います。	継続	市民活躍・男女共同参画課 生活支援課
④DVに関する各種調査の実施・分析 DVに関する市民アンケート調査等により、DVに関する意識の変化や実態を把握し、データ分析を行うことにより、新たな取組を検討します。	継続	生活支援課 市民活躍・男女共同参画課
⑤DV加害者対策に関する情報収集・調査 「加害者更生プログラム」を実施している他自治体等の情報収集を行い、実施の可能性について調査・研究を行います。	継続	生活支援課

施策2 若年層（中高生）への人権教育・啓発の実施

現状と課題

DV防止法の前文には、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」と記載されています。このように、DVは相手の人格の尊厳を傷つける人権侵害であり、社会全体で取り組むべき人権問題です。

内閣府の調べによれば、20代で交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかの暴力を受けたことが「あった」と答えた人は、女性は26.3%、男性は12.1%となっております。中でも「10代で被害にあった」との回答では、身体的暴行が2.8%、心理的攻撃が4.4%、経済的圧迫が1.4%、性的強要が2.6%で、「20歳代で被害にあった」との回答では、身体的暴行が4.7%、心理的攻撃が5.2%、経済的圧迫が2.8%、性的強要が4.6%となっております。

本市においては、令和2年度に278人からDV相談が寄せられましたが、その内、60人（相談延べ件数677件）が10代・20代からの相談でした。

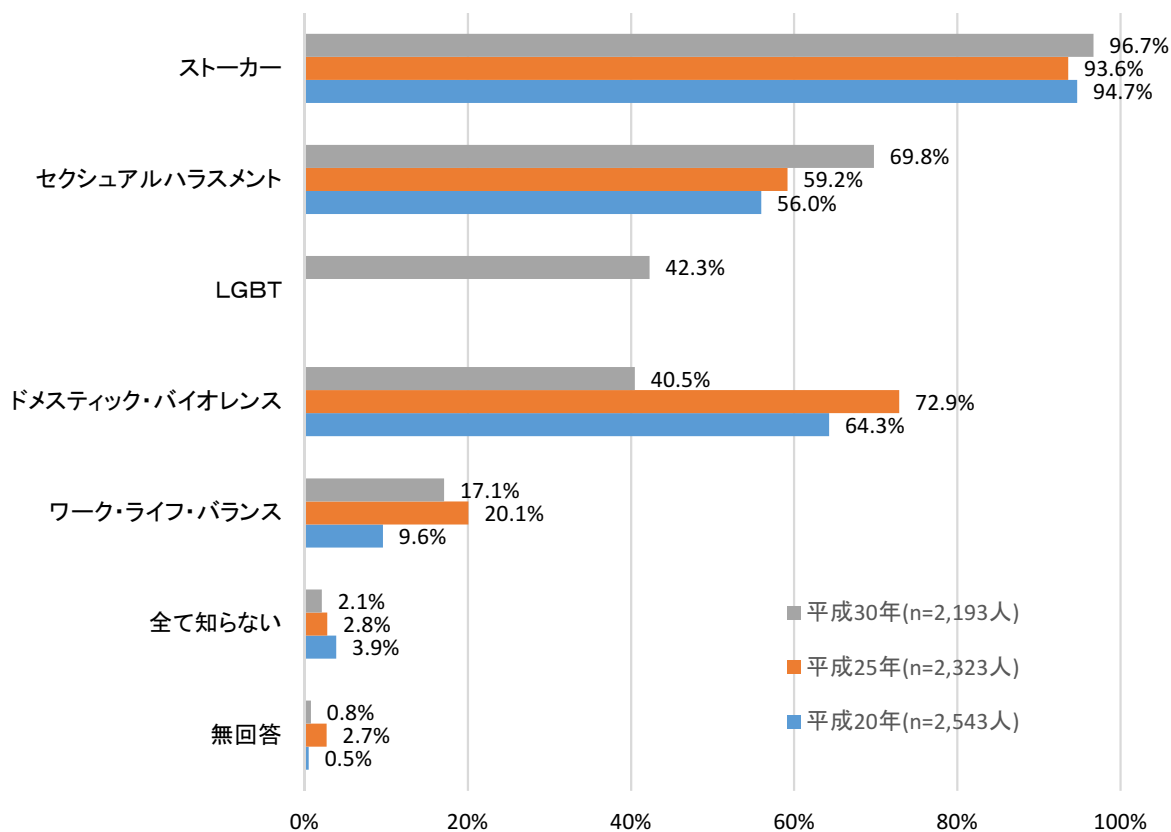
このため、DVを防止するためには、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に設けることが必要です。平成30年度に中学生を対象に実施した「富士市男女共同参画に関する生徒意識実態調査」では、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を知っていると答えた中学生は40.5%であり、平成20年度と平成25年度の調査結果と比べ減少しています。

また、令和2年度に市内中学2年生向けに初めて開催した「デートDV防止ワークショップ」では、参加した139人の中学生の88%が「デートDV」という言葉を知らない中、90%以上の中学生が、ワークショップについて「大変よかった」又は「よかった」と回答しています。

さらに、同年に行った「DVに関する市民アンケート調査」でも、若い世代に対する啓発が有効ではないかという意見が多く寄せられています。

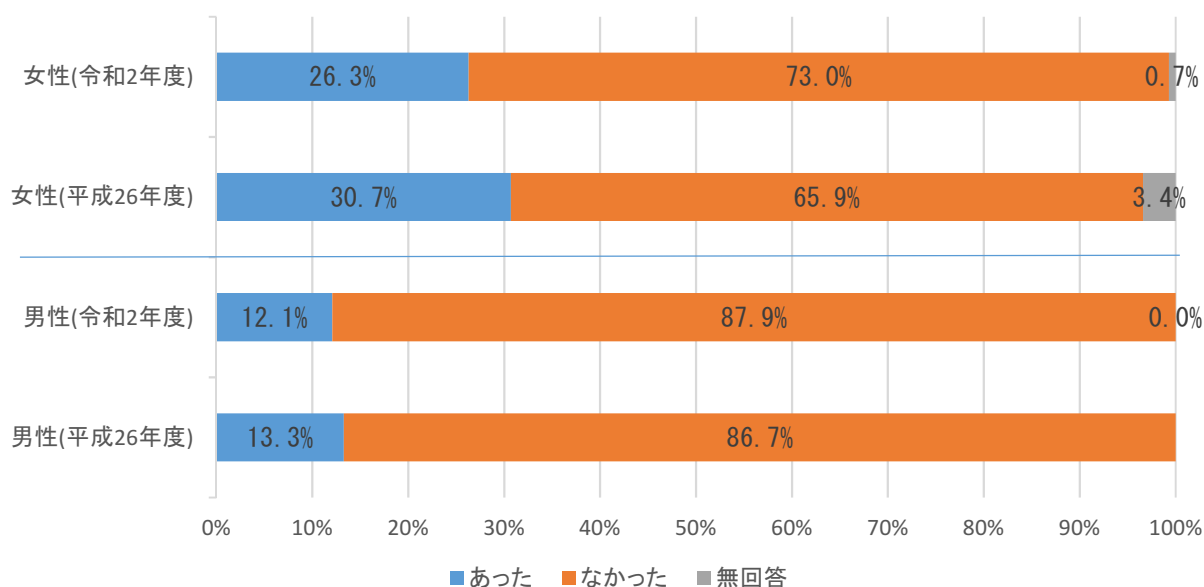
DVに対する意識を高め、無意識のうちに加害者となってしまうことを防ぐため、デートDV防止に関する講座を実施するなど、中高生等のうちから継続的にDV防止の啓発を行うことが必要です。

中学生が知っている人権関係用語(複数回答)



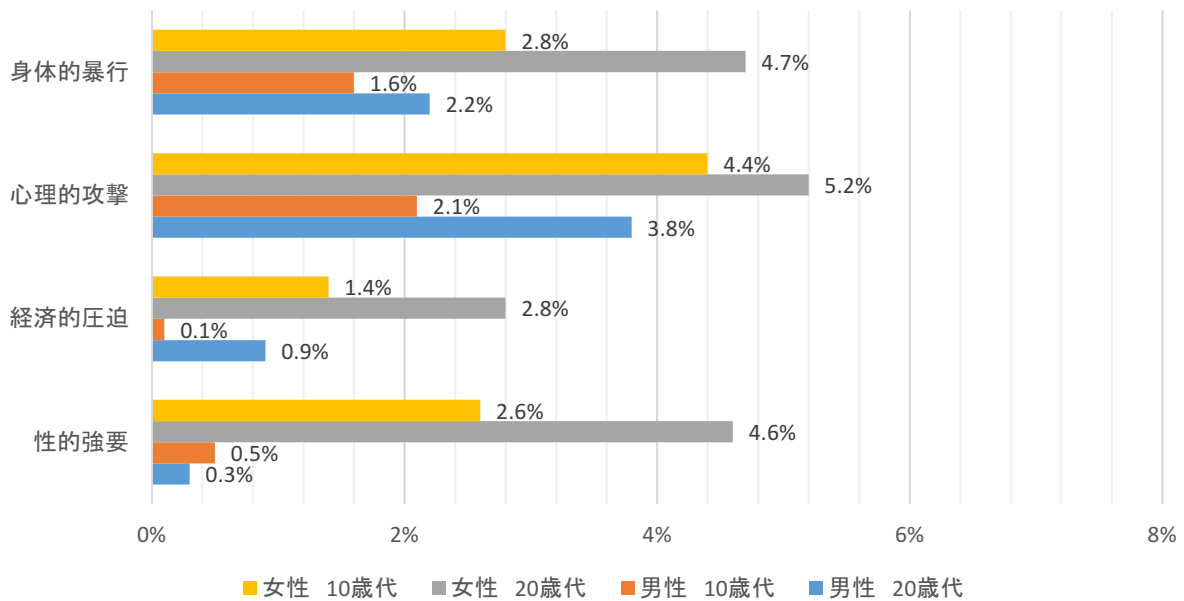
富士市男女共同参画に関する生徒意識実態調査【中学生対象】(平成20年、25年、30年)

20歳代で交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要の被害経験の有無



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年度、令和2年度)

10歳代、20歳代に受けた交際相手からの被害経験



内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
<p>①デートDV防止に関する講座の実施</p> <p>中学生や高校生等の若い世代に向けて、デートDV防止講座を実施します。</p> <p>また、県や民間団体が実施するデートDV防止のための講座についての情報提供や連絡調整を図ります。</p>	強化	<p>生活支援課</p> <p>市民活躍・男女共同参画課</p> <p>学校教育課</p>
<p>②学校等における予防教育の実施</p> <p>学校教育の場において、人権等に関わる題材を発達段階に合わせて取り上げ、人権感覚の育成を図り、自己理解と他者理解・他者尊重を促していきます。</p> <p>また男女共同参画に関する教育を通じて、性別にとらわれない職業選択や生き方について、若い世代の意識の醸成を図ります。</p>	継続	<p>学校教育課</p> <p>市民活躍・男女共同参画課</p>
<p>③家庭教育や学校等での指導における人権尊重の推進</p> <p>人権の尊重や男女共同参画の視点に立った教育が家庭でも行われるよう、保護者に対する教育啓発を推進します。</p> <p>併せて、教職員に対してもDV防止に関する講座を実施します。</p>	継続	<p>学校教育課</p> <p>保育幼稚園課</p> <p>生活支援課</p>

活動指標

活動指標	令和2年度	令和8年度
若年層（中高生）への人権教育・啓発を推進するためのデートDV防止講座実施校数	（年間） 1校	（年間） 5校
中学校における人権教育の実施校数	（年間） 16校	（年間） 16校

施策3 職務関係者への研修の実施

現状と課題

DVのない社会を実現するためには、DVが身近なところで起きていることを認識し、被害者を孤立させないことが大切です。令和元年度の「富士市男女共同参画に関する調査」では、被害にあった人で『相談できなかった・しなかった』人が49.5%あり、平成27年度の調査と比べて割合が減少したものの、約半数が相談をしていない結果となっています。

このため、DV相談窓口の周知を進めるとともに、被害者を発見する可能性の高い医療・教育関係等の従事者が、DVに対する理解と知識を深めることが必要です。

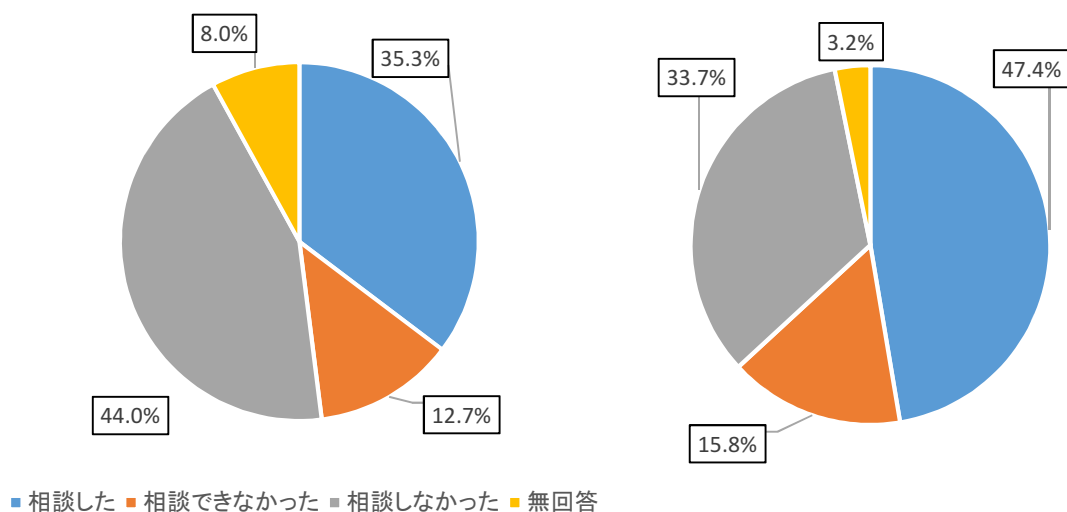
また、被害者の置かれている状況やDVに関する理解不足からの^{*}二次被害も防がなければなりません。

本市は、平成15年からDV防止連絡会を開催し、職務関係者に対して、DVへの理解・対応や連携を進めてきました。今後も、職務関係者が適切に対応できるよう、マニュアルの見直し・配布を行うとともに、専門家による講演やケースワークを通じた研修等を実施し、職務関係者の資質向上を図っていく必要があります。

DV被害を受けた後の相談について

(平成27年度)

(令和元年度)



富士市男女共同参画に関する調査（平成27年度、令和元年度）

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①DV早期発見のための職務関係者への啓発 教育・保育・保健・地域福祉活動などに従事し、DVを発見する可能性の高い職務関係者に対して、DVの周知と対応への協力を呼びかけます。	継続	生活支援課
②医療関係者におけるDV被害者対応マニュアルの活用 医療関係者はDVを発見しやすい立場にあり、被害者の早期発見と通報が期待できることから、医療機関に対し、県が作成した医療機関向けのDV被害者対応マニュアルについて周知します。	継続	生活支援課
③二次被害の防止 被害者対応マニュアルを随時見直ししていくとともに、職員への研修を通して、相談時などにおける不適切な対応を原因とする二次被害を防止します。	継続	生活支援課 市民活躍・男女共同参画課
④関係職員等への研修の実施 DV被害者の相談に応じる職員及びDVに関係する業務を行う職員に対して、DVに関する知識を深め、きめ細かな対応ができるよう庁内DV対応研修会を実施します。 また、国や県での研修等の情報提供を行います。	強化	生活支援課

活動指標

活動指標	令和2年度	令和8年度
DV対応研修会参加者数	(年間) 180人	(累計) 1,000人

基本目標Ⅱ

いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

【相談体制】

施策1 相談窓口の周知

現状と課題

これまでも広報誌・市のウェブサイト・私の便利帳などにより、相談窓口の周知を進めてきました。また、平成17年度には相談窓口案内カードを作成し、市庁舎の窓口や女性用トイレ、中央病院、図書館、地区まちづくりセンター、商業施設などに設置し、DV相談窓口の周知を図ってきました。

令和2年度の「DVに関する市民アンケート調査」では、DV相談窓口についての認知度は31.9%であり、平成28年度に比べ認知度は増加しましたが、依然として低い状況にあります。

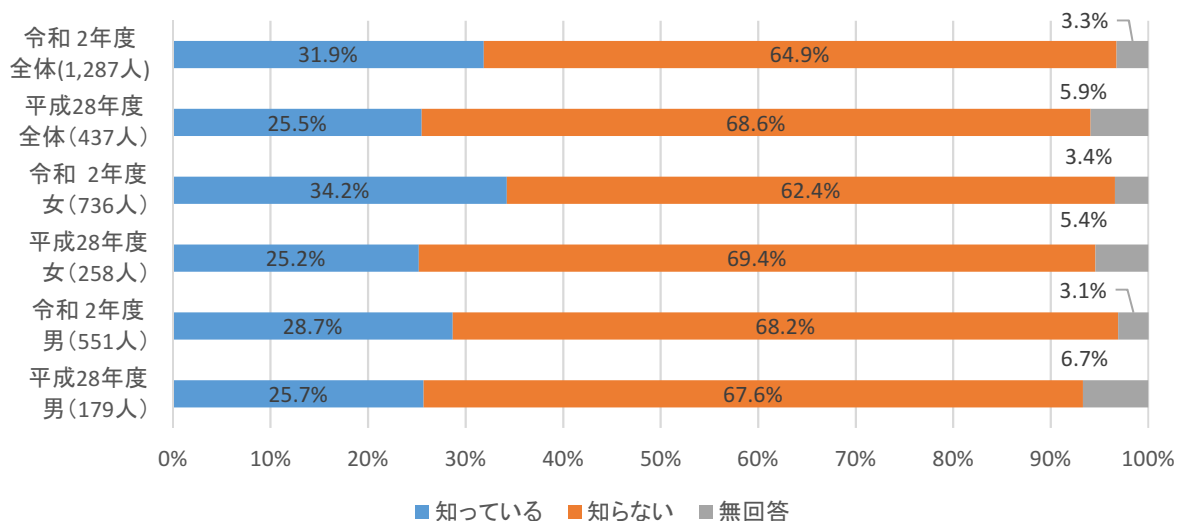
また、令和元年度の「富士市男女共同参画に関する調査」で、DV被害を受けた方に「相談できなかった、しなかった」理由を尋ねたところ、「どこに（誰に）相談したらよいか分からなかった」が10.6%、「相談する人がいなかった」が8.5%であり、相談窓口を知らないDV被害者が、未だに多くいる現状があります。

一方、同調査では、「はずかしくて誰にも言えなかった」、あるいは「相談するほどのことではないと思った」との回答が、それぞれ4.3%となり大きく減少していることから、DVに対する問題意識は着実に高まってきています。

国は相談体制の充実を図るため、若年層のコミュニケーションツールであるSNS等を活用などに関する調査研究を実施するとしています。

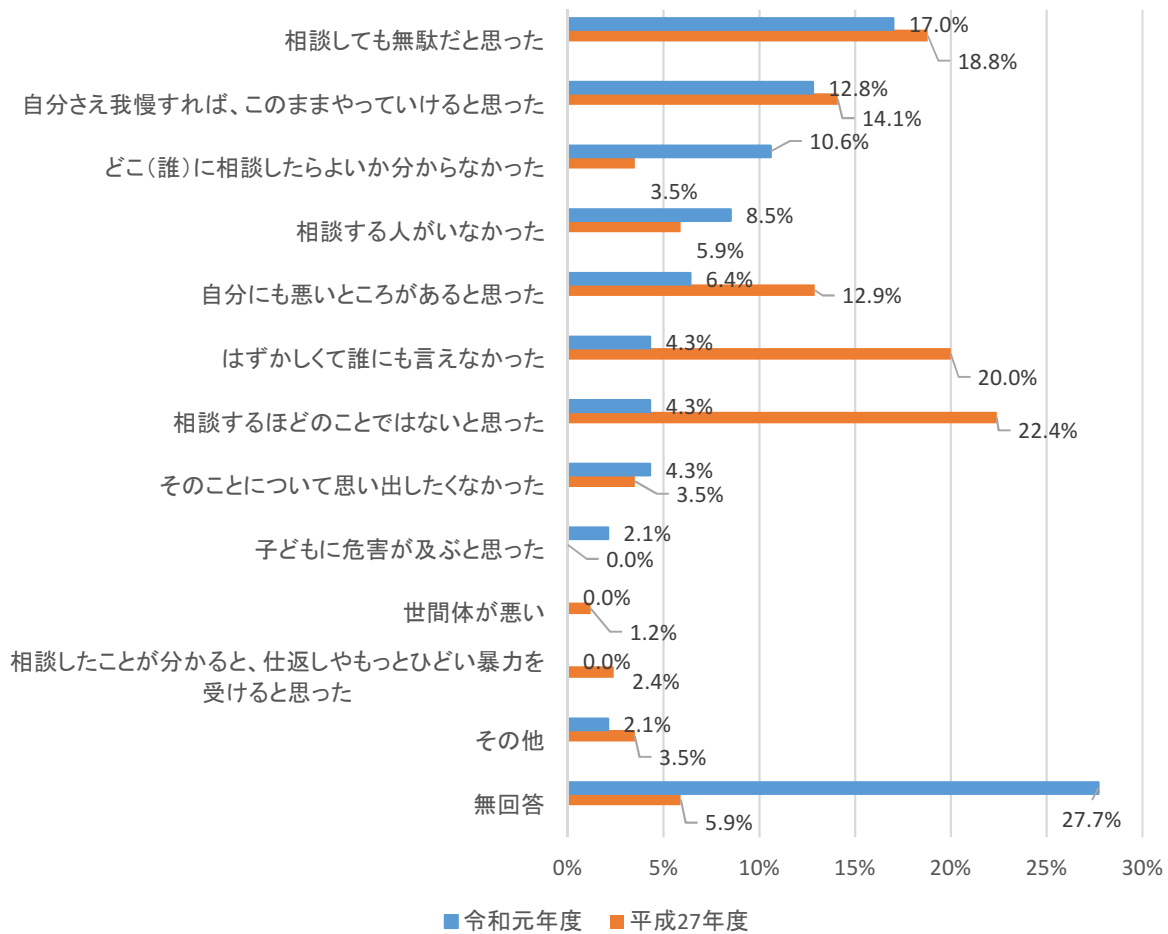
本市でも、今後はSNS等を活用した相談窓口の周知等について実施に向けた検討を行う必要があります。

DV相談窓口の認知度



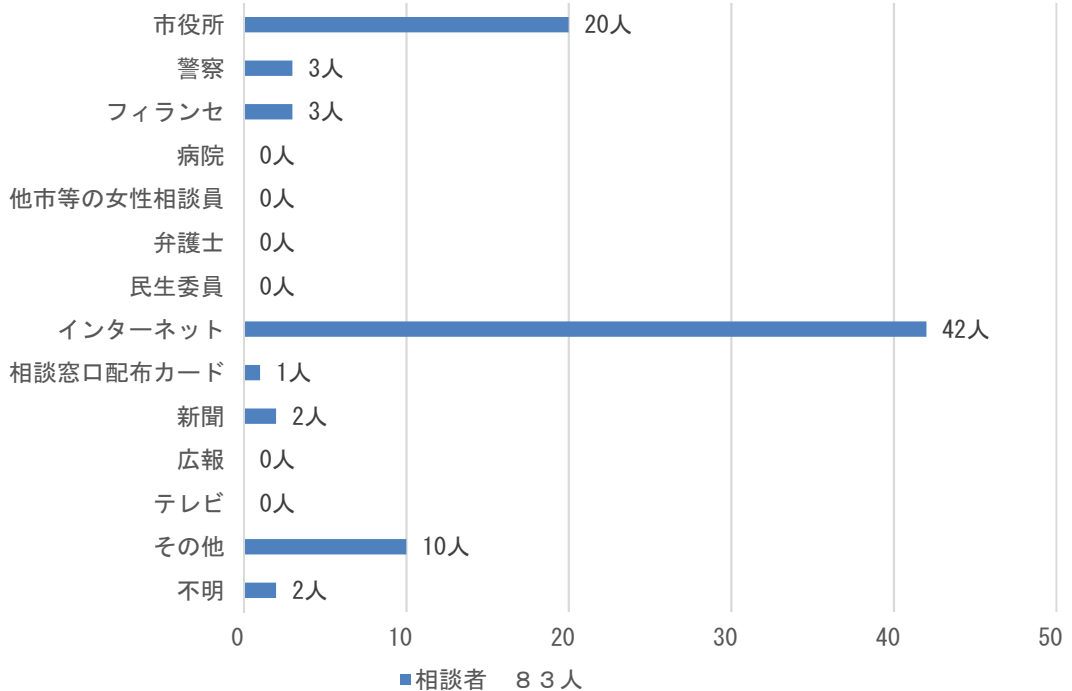
「DVに関する市民アンケート調査」(平成28年度、令和2年度)

DV被害を受けた人が「相談できなかった、しなかった」理由



富士市男女共同参画に関する調査（平成27年度、令和元年度）

富士市配偶者暴力相談支援センター電話相談への経路



富士市配偶者暴力相談支援センターの対応実績より（令和2年度）

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
<p>①相談窓口案内カード等の設置・配布、相談窓口周知ポスターの作成・掲示</p> <p>公共施設や民間の商業施設に対し、相談窓口案内カード等の設置について協力を依頼します。</p> <p>また、新たに相談窓口周知ポスターを作成・掲示し、相談窓口の存在を広く周知します。</p>	強化	<p>市民活躍・男女共同参画課</p> <p>生活支援課</p>
<p>②SNS等を活用した相談窓口の周知</p> <p>市のウェブサイト・広報誌・報道機関など、様々な媒体により相談窓口の紹介等を行います。</p> <p>また、SNS等を活用した効果的な広報についても実施に向けて検討を行います。</p>	強化	<p>市民活躍・男女共同参画課</p> <p>生活支援課</p>

活動指標

活動指標	令和2年度	令和8年度
相談窓口案内カード配布箇所数	<p>(年間)</p> <p>12箇所</p>	<p>(年間)</p> <p>27箇所</p>

施策2 相談体制と機能の充実

現状と課題

本市は、平成13年のDV防止法の制定を受けて、平成14年度からDV相談専門の女性相談員1人を配置しました。その後、相談件数の増加に伴い、平成18年度からは、女性相談員を2人に増員し、被害者に対しての相談・支援を行っています。

平成19年に改正されたDV防止法の第3条には「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする」と規定されていることから、平成24年6月、県内市町では最も早く、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

フィランセの「女性のための相談室」では、3人の相談員がDVを含む女性が抱える様々な相談に対応しています。さらに、富士市立中央病院では、病院に寄せられた相談に迅速に対応するため、院内の虐待対策委員会で作成したDV対策マニュアルを活用した取組が行われています。

「DVに関する市民アンケート調査」では、暴力を受けたことのある86人(6.7%)の大半は女性でしたが、男性4人からも相談が寄せられている(12ページ「DVを受けたり、見聞きした経験」参照)ことから、男性の相談に対しても柔軟に対応する必要があります。

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
① 配偶者暴力相談支援センターの運営 DVに関する相談、助言を行うとともに、被害者情報の保護、緊急時における被害者の安全確保や生活支援など、被害者への切れ目のない支援を実施します。また、状況に応じて、フィランセや地区まちづくりセンター、医療機関、地域包括支援センター等に女性相談員が出向き、相談を行います。	継続	生活支援課
② 無料法律相談・無料人権相談の活用 法律や人権などの専門家による無料相談を活用し、DV被害者への幅広い支援を行います	継続	市民安全課 配偶者暴力相談支援センター
③ 男性相談者への対応の充実 支援を必要とする男性DV被害者にも柔軟に対応します。	継続	配偶者暴力相談支援センター
④ 富士市立中央病院における対応の充実 中央病院に寄せられる相談に迅速に対応するため、院内の虐待対策委員会で作成したDV対策マニュアルを活用します。相談者が安心して治療を継続できるよう、相談者の意向を尊重した相談対応に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターや関係機関と緊密に連携します。	新規	富士市立中央病院 地域医療連携センター
⑤ 苦情に対する適切・迅速な対応 相談・保護・支援等について、DV被害者から苦情が寄せられた場合には、迅速に状況を確認し、適切な対応を行うとともに、必要に応じDV防止連絡会において協議を行い、再発防止に努めます。	継続	生活支援課 関係部署

施策3 女性相談員の資質向上

現状と課題

相談の主訴が、配偶者やパートナーからの暴力であっても、その背後に複合的な問題を抱えている被害者や相談内容が多岐にわたる被害者も少なくありません。このため、女性相談員には常に新しい情報に加え、DVに関する知識や専門的な相談援助技術が求められています。

女性相談員の資質向上のためには、国や県が実施する研修に積極的に参加し、随時、相談員間での情報交換やケース検討会を開催する必要があります。

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
<p>①女性相談員の研修・支援の充実</p> <p>様々な相談や困難事例に対応できるよう、女性相談員に対する研修を行うとともに、国や県が実施する研修への積極的な参加を図ります。</p> <p>また、相談員の[*]二次受傷や[*]バーンアウトを防ぐためのサポート体制の充実に努めます。</p>	強化	生活支援課 市民活躍・男女共同参画課
<p>②ケース検討や情報交換の実施</p> <p>より良い支援を実施するため、関係部署間での、情報の共有やケース検討等を通じて、女性相談員の資質向上を目指します。</p>	継続	生活支援課 関係部署

活動指標

活動指標	令和2年度	令和8年度
女性相談員の資質向上のための研修参加回数	(年間) 8回	(年間) 14回

施策 4 多様性に配慮した相談体制の推進

現状と課題

DV防止法第23条には「被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない」と規定されています。令和2年度のDV相談では、相談者278人の内、26人は外国人（相談延べ件数174件）、18人は65歳以上の高齢者（相談延べ件数50件）、38人は障害がある人（相談延べ件数638件）でした。

DV被害を受けている人の中には、心療内科での受診が必要となる被害者や、障害があるがゆえに暴力を受けている被害者もいます。

また、日本語に不慣れな外国人は情報が不足しがちであり、正しい知識が得られにくい状況にあります。また、高齢者や障害がある人の中には、DVからの自立が困難で、加害者と離れる選択ができない方もいます。

このような中、配偶者暴力相談支援センターだけで全ての相談に対応することは困難な状況があるため、関係部署との連携を図り、多様性に配慮しながら被害者の相談・支援に当たっていく必要があります。

富士市における外国人・高齢者・障害のある人のDV相談件数 (人・件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
外国人相談人数	14	9	16	22	26
外国人延べ件数	72	79	331	196	174
高齢者相談人数	11	13	11	17	18
高齢者延べ件数	15	65	36	40	50
障害のある人相談人数	30	41	30	46	38
障害のある人延べ件数	152	333	401	304	638

(富士市配偶者暴力相談支援センターの対応実績より)

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携強化 DV被害者の状況に応じて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携し、被害者の相談から自立までの支援を一体的に行います。	継続	生活支援課 関係部署
②外国語表記のあるリーフレットの設置・配布 県で作成する4ヶ国語表記のリーフレットを活用し、外国人のDVへの理解を進め、相談窓口の周知を図ります。	継続	生活支援課 市民安全課 市民活躍・男女共同参画課

<p>③通訳者と連携した外国人への相談支援 <small>※</small> 国際交流ラウンジ（FILS）の通訳者などにDVに関する研修を実施することにより、外国人に対し、DV被害者への支援内容等を正確に伝える相談支援を行います。</p>	<p>継続</p>	<p>配偶者暴力相談支援センター 市民安全課 市民活躍・男女共同参画課</p>
<p>④障害のある人への相談支援 障害のあるDV被害者に対し、相談員が本人の思いに寄り添い、相談支援を行います。</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課 配偶者暴力相談支援センター</p>
<p>⑤地域包括支援センターと連携した高齢者への相談支援 <small>※</small> 地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する相談支援を行います。</p>	<p>継続</p>	<p>高齢者支援課 配偶者暴力相談支援センター</p>
<p><small>※</small> ⑥セクシュアル・マイノリティに配慮した対応 DV被害者の思いに寄り添い、関係機関との調整を図りながら、セクシュアル・マイノリティに配慮した対応を行います。</p>	<p>新規</p>	<p>市民活躍・男女共同参画課 配偶者暴力相談支援センター</p>

基本目標Ⅲ

DV被害者とその子どもの心身に配慮し安全を守る保護環境の整備

【安全・保護】

施策1 緊急時における安全の確保と一時保護

現状と課題

DVの被害は、昼夜を問わずに発生します。また、被害者は逃げることに精一杯で、現金すら持ち出せない場合も少なくありません。さらに、安全な場所に避難しても、加害者の執拗な捜索による恐怖感から不安な生活が続きます。

一時保護されたDV被害者が子どもを同伴する場合、その子どもも虐待を受けていることが多いことから、児童相談所と連携を図り、子どものケアや家庭への支援を実施する必要があります。

令和2年に施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童相談所はDV被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携して必要な体制整備を行うことが規定されています。

本市は、令和2年度からDV防止連絡会への参加について児童相談所に協力を依頼し、面前DV等の被害児童の情報共有を図っていますが、更なる連携強化が必要になります。

令和4年度施行の「富士市こどもの権利条例」の第4章では、虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止を定めており、市及び施設関係者は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びに早期発見に努め、関係機関と協力して、迅速で適切な救済及び回復に努めることとしています。

DV被害者と子どもの心身の安全を守るためには、関係機関と連携し、迅速かつ円滑な支援を行うことが不可欠です。

富士市における一時保護件数と保護命令の支援件数 (件)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一時保護 (内DV被害)	4 (2)	9 (5)	8 (6)	8 (6)	12 (7)
保護命令申請	3	3	10	8	13

(富士市配偶者暴力相談支援センターの対応実績より)

静岡県全体における一時保護の状況 (件)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保護女性(内DV被害)	61 (35)	69 (50)	54 (29)	61 (44)
同伴児(内DV被害)	71 (58)	91 (84)	56 (42)	84 (75)

(静岡県女性相談センターの集計資料より)

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①警察との連携強化 DV被害者が加害者から危害を加えられることがないよう、警察と連携し、被害者と同伴者の安全を確保します。	継続	配偶者暴力相談支援センター
②児童相談所との連携強化 DV被害者の子どもが加害者から危害を加えられることがないよう、児童相談所と連携し、安全確保のため児童相談所の一時保護等の調整を図ります。	新規	配偶者暴力相談支援センター こども家庭課
③医療機関との連携 DV被害者が受けた危害について、医療機関と連携して早期の受診に繋げていきます。	新規	配偶者暴力相談支援センター
④他の自治体等との連携の推進 DV被害者の安全の確保及び支援を行うため、他の自治体等との相互協力を深め、更なる広域連携を推進します。	継続	配偶者暴力相談支援センター
⑤静岡県女性相談センターと連携した迅速な一時保護の実施 緊急時には、 [*] 静岡県女性相談センターと連携し、一時保護施設への入所を迅速に進めることにより、DV被害者や子ども等の同伴家族の安全を確保します。	継続	配偶者暴力相談支援センター
⑥緊急時における安全の確保 一時保護に至る前の緊急時の安全確保として民間の宿泊施設等を活用します。	継続	配偶者暴力相談支援センター
⑦緊急援護費支給制度の活用 所持金がなく、宿泊代、医療費等に困窮するDV被害者に対し、必要に応じて緊急援護費を支給します。	継続	生活支援課
⑧関係機関への各種手続き等の支援 保護命令の申立書作成や地方裁判所との連絡調整、年金や社会保険等の脱退手続き等、被害者の状況に応じて支援を行います。また、被害者の安全を確保するため、関係機関への同行支援を実施します。	継続	配偶者暴力相談支援センター

施策 2 被害者に関する情報の保護

現状と課題

DVの加害者は、被害者が自分の元から去った場合、執拗に被害者の居場所を探そうとします。被害者の情報を得るために、行政機関等に加害者であることを隠して相談する、あるいは、親戚や友人を装って電話をかけることがあります。

被害者が加害者から逃れて新しい生活を始めても、住所等の情報が加害者に伝わってしまった場合、被害者の安全な生活は壊れてしまいます。そのため、加害者への対応の徹底、関係部署による被害者に関する情報の保護・管理の徹底を進める必要があります。

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①住民基本台帳事務における支援措置の活用 DV被害者の居住先の情報を守るため、住民基本台帳法に基づく「住民票の写し」「戸籍の附票の写し」等の発行及び住民基本台帳の閲覧を制限する支援措置を行います。	継続	市民課 配偶者暴力相談 支援センター
② 関係部署による情報管理の徹底 関係部署が保有しているDV被害者やその同伴者に関する情報は、被害者保護の観点から管理を徹底します。	継続	生活支援課 関係部署
③加害者対応の徹底 「加害者対応フローチャート」に基づき、加害者側からの問い合わせに応じない等、関係部署が連携した対応を図ります。	継続	生活支援課 関係部署

基本目標Ⅳ

D V被害者の自立に向けたきめ細かな支援の実施

【支援体制】

施策 1 生活再建へ向けた支援

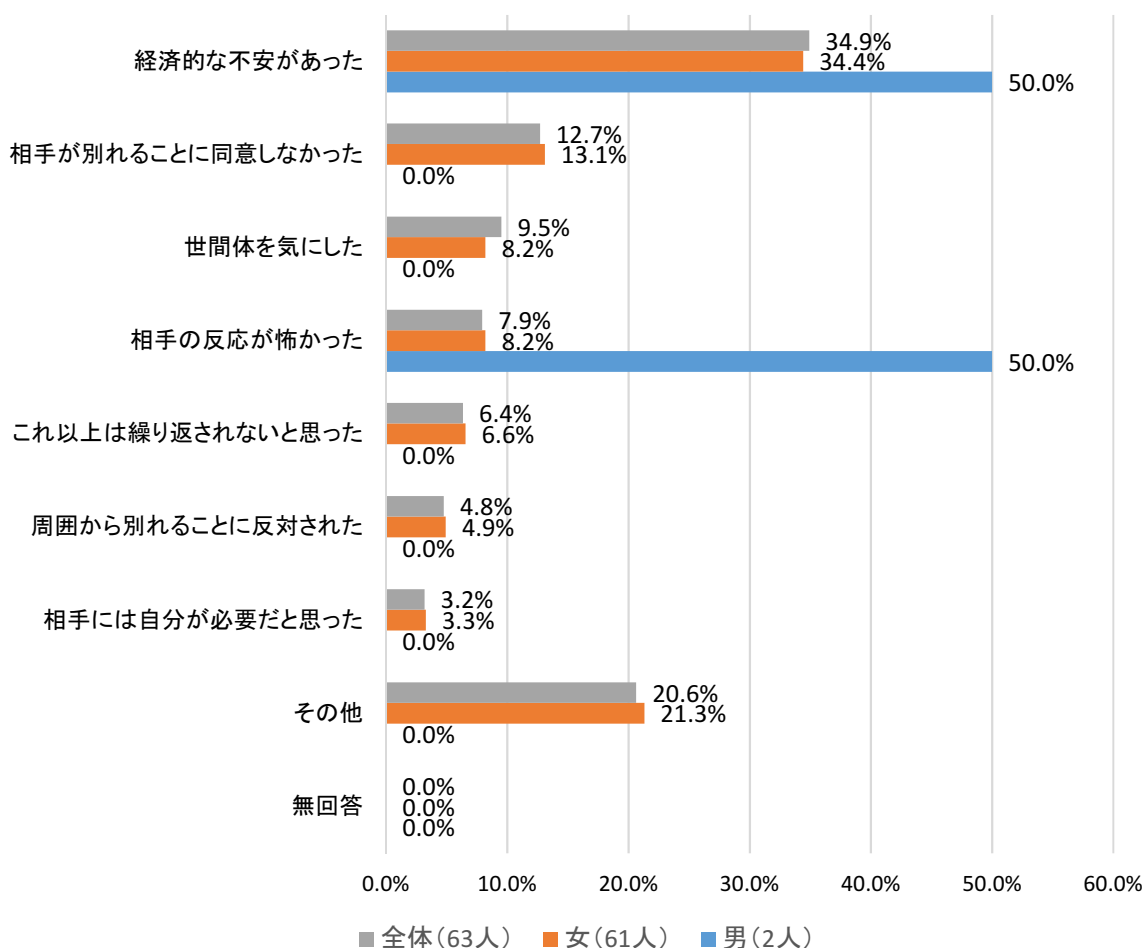
現状と課題

D V被害者が自立した生活を送るためには、住居、生活費、就労、離婚、教育の問題など、解決しなければならない課題が数多くあります。また、令和2年度に実施した「D Vに関する市民アンケート調査」でも、暴力を受けた被害者が「別れようと思っても別れなかった」理由として、一番大きな要因が経済的な不安となっています。

被害者は、精神的、身体的ダメージを受けているだけではなく、それまでの社会的つながりを断ち切れ、親族や知人からの援助を受けることが困難な状況にあります。

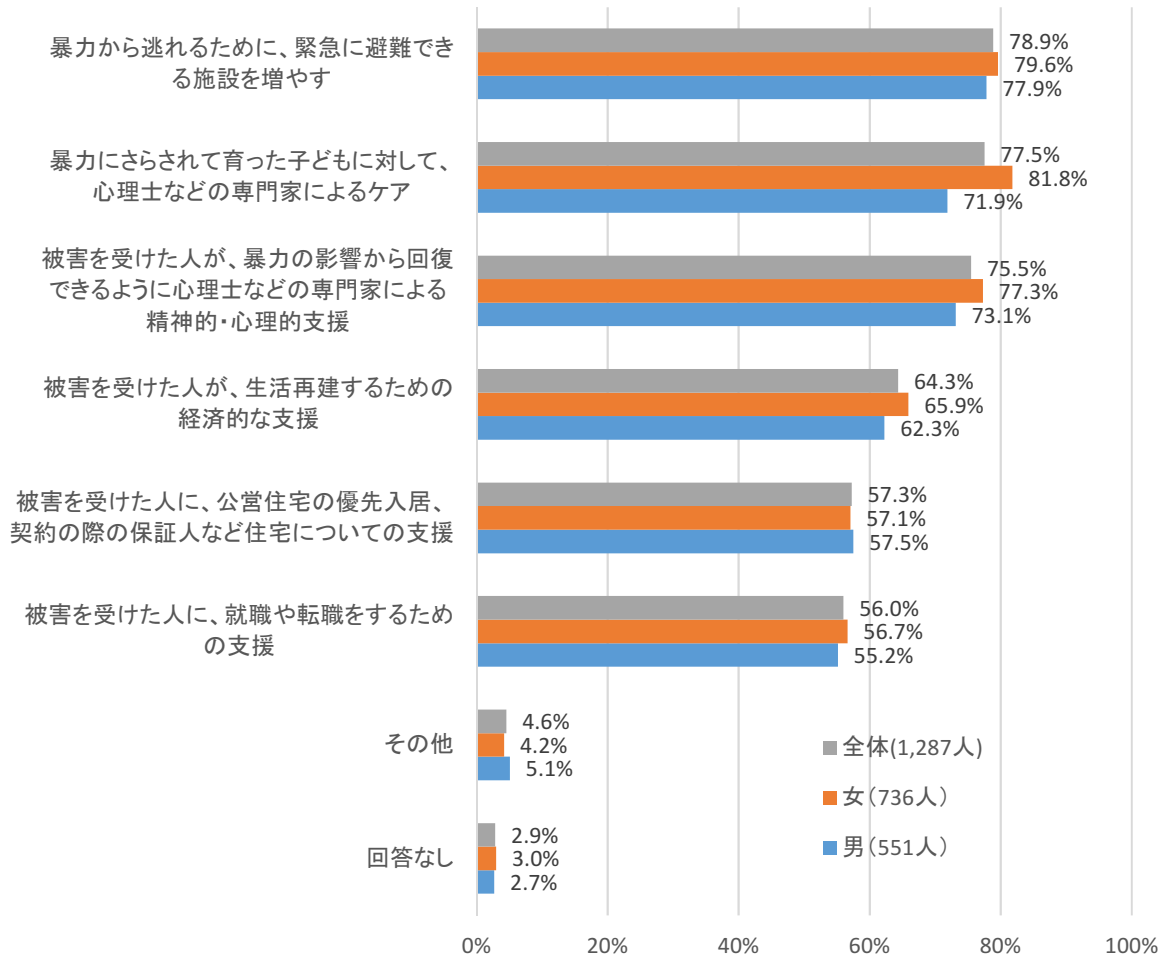
様々な問題を抱える被害者の自立を支えるため、支援制度等を周知するとともに、制度や施策が円滑に適用されるよう、支援体制の整備、弾力的な運用が求められます。

D V被害者の離別しなかった理由



「D Vに関する市民アンケート調査」(令和2年度)

DV被害者に対する必要な支援



「DVに関する市民アンケート調査」(令和2年度)

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①生活保護等の援護制度の活用 経済的に困窮しているDV被害者に対しては、生活保護等の援護制度の情報を提供し、本人の意思を尊重した適切な活用を図ります。	継続	生活支援課
②ひとり親家庭等の生活支援策の活用 ひとり親家庭等における支援制度の情報提供を行い、必要に応じて、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや児童扶養手当等の活用を図ります。	継続	子育て給付課
③関係機関と連携した就労支援の強化 ユニバーサル就労支援センター、ハローワーク（公共職業安定所）等と連携して就労を支援します。自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の活用、ひとり親サポートセンターの紹介等も併せて実施します。	継続	生活支援課 子育て給付課

④自立支援計画に基づく支援の実施 DV被害者の意思を確認・尊重しながら自立支援計画を作成し、様々な問題を抱える被害者を継続的に支援します。	継続	配偶者暴力相談支援センター
⑤市営住宅への入居についての支援の実施 DV被害者からの市営住宅の入居相談に対し、「配偶者からの暴力被害者に関する市営住宅目的外使用許可事務取扱要領」に基づく一時的な入居に関する支援を実施します。	継続	住宅政策課
⑥婦人保護施設、母子生活支援施設の活用 DV被害者の状況に応じて、婦人保護施設又は母子生活支援施設を活用し、自立に向けた継続的支援を実施します。	継続	こども家庭課 配偶者暴力相談支援センター
⑦ステップハウスの調査・研究 一時保護所等を退所したDV被害者が、心のケアや生活支援を受けながら、自立に向けた準備期間に滞在できる住宅（ステップハウス）について、先進自治体の状況など、引き続き調査・研究を行います。	継続	生活支援課
⑧心のケア・サポートの実施 DV被害者の症状に応じて医療機関を紹介するとともに、身近な場所で援助が受けられるよう適切な相談機関を紹介します。	継続	配偶者暴力相談支援センター 関係部署
⑨市民相談室・法テラス（日本司法支援センター）等の活用 離婚・子どもの親権・借金等の様々な悩みを抱えているDV被害者に対して、市民相談室や法テラス等の情報提供を行い、積極的な活用を支援します。	継続	配偶者暴力相談支援センター 市民安全課
⑩犯罪被害者等（DV被害者）への見舞金の支給 DV等により1か月以上の重傷病を負った被害者に対し、犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金を支給します。	新規	市民安全課

施策2 子どもへの支援

現状と課題

DVの相談は30代、40代からの相談が最も多く、全体の約60%を占めており、特に子育て中の被害者が多い状況にあります（相談状況は4～5ページ参照）。静岡県においても、ここ数年は被害者以上の数の同伴児を保護していることから、DVの問題は、決して被害者だけの問題ではなく、子どもの問題とも言えます。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力により児童に著しい心理的外傷を与えること」が児童虐待として定義されています。

DV被害のある世帯の子どもの安全を確保し、子どもの心の健康の回復を図るため、関係機関が連携して支援していくことが必要です。

富士市における一時保護及び同伴児の状況 (件)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保護女性(内DV被害)	4 (3)	9 (5)	8 (6)	8 (6)	12 (7)
同伴児(内DV被害)	4 (3)	9 (7)	12 (10)	8 (8)	17 (13)

(富士市配偶者暴力相談支援センターの対応実績より)

富士児童相談所における警察等からの虐待通告内訳 (件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身 体	25	45	45
性	0	0	2
ネ グ レ ク ト	44	34	40
心理(内DV目撃)	144 (130)	209 (193)	204 (196)

(富士児童相談所より情報提供)

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①子どもの心のケア 暴力行為を目撃してしまった等で心に傷を負った子どもの心身の健康を取り戻すため、児童相談所やスクールカウンセラー等と連携して継続的な支援等、適切な対応を行います。	継続	保育幼稚園課 こども家庭課 学校教育課
②子育て制度の情報提供・支援 新しい転居先で、親と子どもが安心して生活できるよう、放課後児童クラブ、児童館、地域子育て支援センター等、子育てに関する情報提供を行います。	継続	こども未来課
③子どもの居場所の提供と見守り 放課後児童クラブや児童館において、心に傷を負った児童が安心して過ごし、他の子どもと自然に交流できるよう、職員による見守りや助言を行います。	継続	こども未来課

<p>④母子保健・児童福祉分野での適切な対応と支援</p> <p>DVに関する知識の啓発と早期予防のため、母子手帳交付、乳幼児健診、母子訪問指導等を通してDV防止に関する情報提供を行い、DVの早期発見に努めます。</p> <p>また、子どもの心身の健全な発育・発達を促すため、ケースワーカー及び家庭相談員、保健師等による電話相談や家庭訪問等の支援を実施します。</p>	<p>強化</p>	<p>こども家庭課 地域保健課</p>
<p>⑤就園時・就学時の支援と配慮</p> <p>DV被害者家族とその子どもの安全を確保するため、転居の際に、円滑な転園・転校ができるよう、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>また、被害者に関する情報管理及び危機管理を徹底します。</p>	<p>継続</p>	<p>保育幼稚園課 学務課</p>

基本目標Ⅴ

DV被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化

【連携強化】

施策1 庁内の連携体制の強化

現状と課題

DV被害者が安全で自立した生活を送るためには、多くの解決しなければならない問題があります。また、繰り返し暴力を受ける生活の中で、心身に不調を抱える被害者も少なくありません。

被害者の負担を軽減し、被害者が安心して自己決定を行うことができるよう、相談・保護・自立支援のそれぞれの段階で関係部署が共通認識を持ち、連携して支援を進めていくことが必要です。

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①DV防止連絡会の充実 DV防止連絡会において、外部のアドバイザー等を招き、ケース処遇や事例検討などを行うことで知識を深め、さらなる関係機関相互の連携、協力体制を強化します。	継続	生活支援課 関係部署
②関係部署とのケース会議の開催 DV被害者に対する適切な情報提供と支援ができるよう、必要に応じて、関係部署を交えてケース会議を開催します。	継続	生活支援課 関係部署
③DV相談対応マニュアルの活用 県が作成したDV相談対応マニュアルを活用し、DV被害者に対して迅速で的確な対応を行います。	継続	配偶者暴力相談 支援センター 関係部署
④DV被害者への同行支援の実施 DV被害者への同行支援を実施し、安全に配慮するとともに、被害者の負担の軽減と手続きの円滑化を図ります。	継続	配偶者暴力相談 支援センター
⑤要保護児童対策地域協議会への参画 要保護児童対策地域協議会へ参画し、さらなる関係機関相互の連携、協力体制を強化します。	新規	配偶者暴力相談 支援センター

施策 2 民間支援団体等との協働・連携

現状と課題

民間支援団体等は、DV防止法が施行される以前から、DVに関する調査や被害者の相談・支援、DVサポーターの養成講座の実施等、先行して活動を展開しており、現在もDV被害者の居場所づくりの支援等、多方面にわたり被害者の自立を支える活動を実践しています。

被害者一人ひとりの事情に応じたきめ細かな対応を確保するためには、行政がその役割を果たすとともに、民間団体等との協働・連携が不可欠です。

さらに、誰もが安心して暮らせるよう、社会全体でDVの根絶に向けて取り組むため、市民活動団体にも協力を要請し、連携していく必要があります。

また、DV被害者の転居後の生活支援が円滑に行われるよう、他自治体との連携をさらに進めます。

具体的な取組

具体的な取組	区分	担当部署
①人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携 人権擁護委員、民生委員・児童委員との連携を深めていくことでDV被害者を早期に発見し、地域での支援の輪を広げます。	継続	生活支援課
②民間支援団体との連携強化 DV被害者へのきめ細やかな支援を実施するため、民間支援団体と協力し、被害者の保護環境を整えます。	継続	生活支援課
③市民活動団体との連携 DVのない安心したまちを実現するため、地域のボランティア団体や子育て支援に関する団体等との連携を強化します。	継続	生活支援課
④DV被害者の居場所づくりの支援 新しい転居先等で孤立しがちな被害者に、安心して話せる仲間づくりの場として民間支援団体が主催する自助グループの情報提供を行う等、居場所づくりをサポートします。	継続	生活支援課 関係部署
⑤転居後の生活を支える環境の整備 DV被害者が、転居後も円滑に生活を始められるよう、関係機関との引継ぎ等を丁寧に行います。	継続	配偶者暴力相談 支援センター

第5章 計画の推進

1 計画の推進

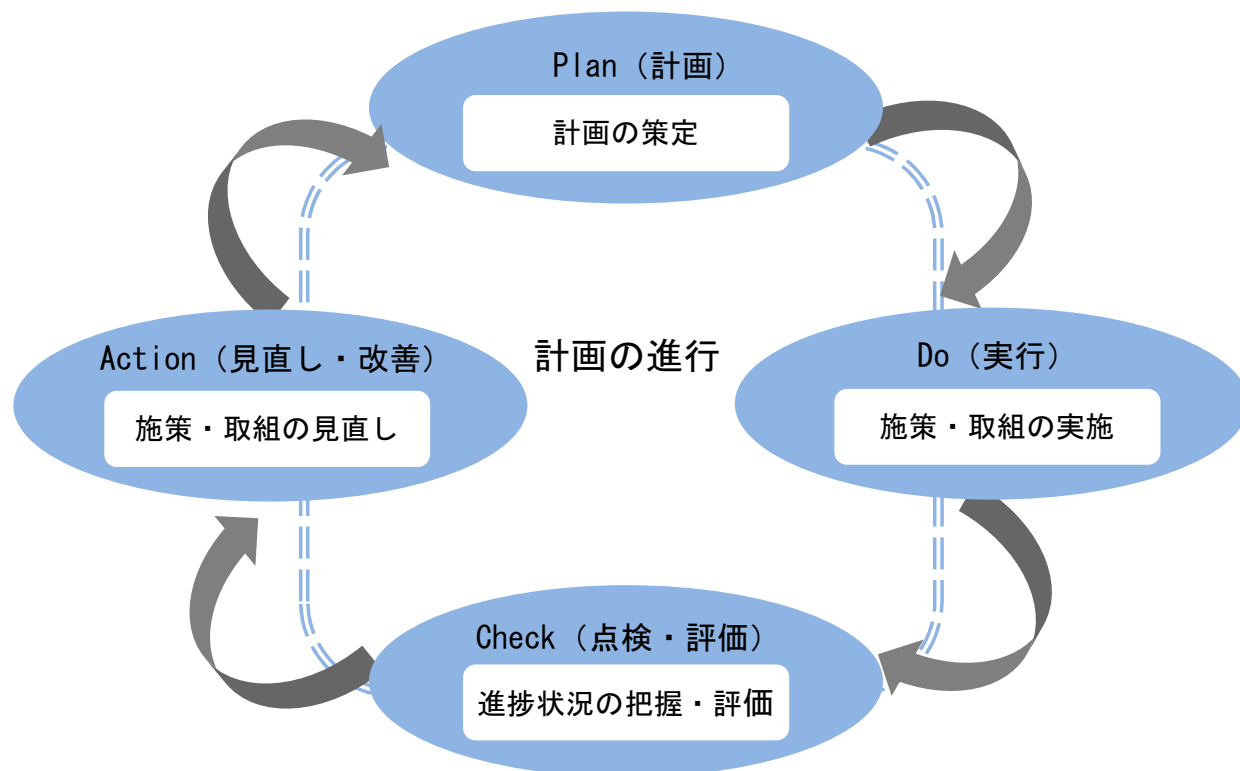
本計画の推進にあたっては、施策を実施する担当部署が、本計画に定めた取組内容や数値目標に向かって具体的な取組を展開するものとし、毎年、施策ごとに実施状況をまとめます。

各担当部署から提出された実施状況については、「富士市DV防止連絡会」等で現状と課題等の検証を加えていきます。

検証の結果は、「富士市DV防止連絡会」等での意見交換などを経て、各担当部署にフィードバックし、今後の取組内容の強化に繋げていきます。

2 進捗管理

各担当部署での取組状況については、PDC Aサイクルの手法を用いて、各年度において、計画期間を通じた取組の進捗状況を確認・評価することにより必要に応じて見直しを図り、次期計画の検討において、社会情勢や市民意識の変化などを踏まえ活用していきます。



用語の解説

あ行

※一時保護

DVの危険度が高く、避難が必要な場合に、一時保護施設等において一時的に保護をすること。滞在中は、食事等が提供されるほか、自立して生活するための相談を受けることができる。滞在は概ね2週間を目途としている。集団生活となり、生活上のルールがあるため、入所にあたっては被害者に対し、一時保護のシステムを説明し、本人の意向を確認し、県の女性相談センターへ入所依頼を行う。

※SDGs 未来都市

富士市は、2020年7月に国のSDGs推進の取組である「SDGs 未来都市」に選定されている。富士市の未来像として「一人ひとりが自らの希望を実現し、いきいきと輝けるまちを築くとともに、富士山の恵みを享受して発展してきた歴史を胸に刻みながら、経済、社会、環境の3側面が調和した持続可能な発展を実現させていく」とし、2030年のあるべき姿として「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」を掲げ、「富士山の麓で、市民一人ひとりがいきいきと輝くまち【社会】」の中で、多様化する市民ニーズを踏まえ、健康な暮らしとワーク・ライフ・バランスが確保され、柔軟で多様な働き方が選択でき、女性が活躍しやすい社会を実現することを目標としている。

か行

※加害者更生プログラム

配偶者からの暴力(DV)に対する加害者更生については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第25条において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。」と規定されている。

さ行

※女性に対する暴力をなくす運動期間

女性の人権の尊重のため社会の意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、国が平成12年より実施。運動期間は、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間。

※女性のための相談室

フィランセ西館3階、男女共同参画センターにある女性のための相談室。女性が抱える様々な問題・悩みについて、3人の女性相談員が話を聴き、解決に向けて共に考え、必要に応じて関係機関を紹介している。

※静岡県女性相談センター

女性からの様々な相談に応じている県の機関。また、配偶者暴力相談支援センターとして、暴力被害女性に対する相談や自立支援を行っている。

※スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のことを指す。児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動等の対応に当たっては、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがある。各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職の専門家である。

※ステップハウス

民間が運営するDVやストーカー被害から逃れ、自宅を離れた女性と子どもが生活再建するための安全な居住スペース。一般的に、シェルターが、避難者の安全のために外部からの接触から守るのに対し、ステップハウスは、自立に向けた居住スペースである。

※セクシュアル・マイノリティ

性には、生物学的な性（からだの性）、性自認（こころの性）、性的指向（好きになる性）、性表現（表現する性）といった主な要素があり、これらの組み合わせにより多数派に対し少数派となる人がセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）と呼ばれる。

※相談窓口案内カード

名刺サイズの大きさを、相談窓口の案内を記載したカード。

た行

※地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児についての相談や指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。本事業の実施主体は、市町村のほか、市町村が保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に委託して実施することもできる。

※地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

※DV

DVとはドメスティック・バイオレンスの略で、「配偶者や内縁の夫・妻、恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のこと。DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力、大声で怒鳴る、無視するなどの精神的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力、生活費を渡さない、働かせないなどの経済的暴力、友人に会わせないなどの社会的暴力などがある。

※デートDV

恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。高校生や大学生等の若い世代の恋人間に起こるDVのこと。

下記の行為がデートDVにあたる。

- ① 叩く・蹴る・物を投げつける。
- ② バカにする表現や傷つく言葉を言う。大声で怒鳴る。
- ③ メールをチェックする。友達づきあいを制限する。
- ④ 無理やり性的な行為を強要する。
- ⑤ デートの費用やお金を無理やり払わせる。

な行

※二次受傷

「代理受傷」「共感性疲弊」「外傷性逆転移」と呼ばれている現象の総称であり、「外傷体験を負った人の話に耳を傾けることで生じる被害者と同様の外傷性ストレス反応」を指す。

※二次被害

DVにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷ついてしまうこと。

は行

※パープルライトアップ

女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうというメッセージが込められたシンボル、パープルリボンにちなみ、暴力根絶の願いを込めて、毎年11月12日から11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、趣旨にご賛同いただいた全国のタワーや商業施設を紫色に点灯する。

パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められている。

※バーンアウト (burnout)

心因性（反応性）鬱病の一種で、仕事などに没頭してきた人が意欲を失う現象。バーンアウト症候群（燃え尽き症候群）ともいう。

※配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう法律で定められている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、下記の業務を行う。

- ① 相談や相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- ⑤ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

※ひとり親サポートセンター（母子家庭等就業・自立支援センター）

各都道府県で実施している事業で、ひとり親家庭の親の就業による自立を支援するため、個々の状況に応じた就業相談や母子父子福祉施策を活用するための情報提供など、きめ細かい相談を行っている。

※富士市国際交流ラウンジ（F I L S）

外国人市民の相談、公的文書の翻訳、異文化交流イベントなどを行う、富士市の多文化共生の拠点の施設。常勤スタッフと言語スタッフ（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・ベトナム語）の体制で、様々な相談や依頼に対応する

また、ボランティアによる日本語クラスが随時行われているなど、多くのボランティアの参画と積極的な支援の中で、幅広い事業を展開している。

※富士市男女共同参画条例

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。

- (1) 男女の全ての人々が個人としての尊厳が重んぜられ、かつ、性別性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保され、個人として人権が尊重されること。

(2)～(5) 略

（性別等による権利侵害等の禁止）

第9条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（相手方の意に反した性的な言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。）その他の性別等に関わるハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）を行ってはならない。

- 3 何人も、性別等に関する個人情報をも本人の意に反して他に公開し、及び他に公開することを強要してはならない。

※婦人相談所

売春防止法第 34 条に基づき、各都道府県に必ず 1 つ設置されている。元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設であったが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じている。また、配偶者間の暴力に関しても配偶者暴力防止法成立前から相談・保護に取り組んできた。

平成 13 年 4 月に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられた。

なお、配偶者暴力相談支援センターが行う業務のうち、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなる。

※婦人保護施設

売春防止法第 36 条により都道府県などが設置している。もともとは売春を行うおそれのある女子を收容保護する施設だったが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。平成 13 年 4 月に成立した配偶者暴力防止法により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化された。

※法テラス（日本司法支援センター）

総合法律支援法に基づく法人。特定公益増進法人に認定されている。日本中で法的トラブル解決のための情報・サービスを受けられる社会を目指し設立された機関。愛称は法テラスで、「法で社会を明るく照らす」「陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする」という思いを込めている。

※保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の 5 つの類型がある。生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられる。詳細はDV防止法 第四章を参照。

※母子生活支援施設

1947（昭和 22）年に制定された児童福祉法に定められる施設。
18 歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満 20 歳になるまで利用が可能）さまざま事情で入所した母親と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援している。

参考 <児童福祉法第 38 条>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

